

令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
東大阪市教育委員会
学校教育部 高等学校課

目次

1	目的	1
2	事業概要	1
3	参加資格	1
4	スケジュール	2
5	参加の手続き	2
6	選定方法	6
7	契約の締結	7
8	留意事項	8
9	辞退届	8
10	本事業に関する問い合わせ	8

1 目的

文部科学省の「高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX 加速化推進事業）」を活用し、東大阪市立日新高等学校（以下「日新」という。）がデジタル教育のカリキュラムを実施し、データサイエンスやプログラミング、AI活用などを学ぶことや、ICTを活用し文系・理系の壁を超えて探究的に学ぶ環境を整備し、将来の社会を支えるデジタル人材の育成を目指すため、専門性の高い実践的な研修や講義等を業務委託し実施する。

本事業を実現するにあたり、民間事業者の持つ高度かつ広範な専門知識、技術や経験等を活用し、確実かつ円滑に本事業を進めていくことのできる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により事業者を広く募集し、総合的な評価をもって決定するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

令和7年度 東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務

(2) 事業内容

別紙「令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

4,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 支払方法

令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託契約について、業務完了報告書が適正であると本市が認めたのち、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 参加資格

参加事業者は、参加表明書の提出日において以下に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ①「東大阪市入札参加停止要綱」による入札参加停止期間中でないこと。
- ②本市の令和6年・7年・8年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークまたは、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証（相当する認証を含む）を取得している。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続き又は再生手続の開始の申し立てがなされていないこと。

- ⑥破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑦東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑧過去5年間（契約締結日が令和2年4月1日以降）に他自治体、公立・私立高校等と契約を締結した実績を有すること。
- ⑨コンソーシアム（共同企業体）ではないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりである。

	項目	期日
1	公告日（本市ホームページ掲載日）	令和7年7月4日（金）
2	質問書提出期限	令和7年7月25日（金）正午
3	質問書回答	令和7年8月1日（金）
4	参加表明書提出期限	令和7年8月8日（金）正午
5	企画提案書等提出期限	令和7年8月22日（金）正午
6	プレゼンテーション	令和7年8月27日（水）
7	選定結果公表	令和7年9月4日（木）
8	契約締結	令和7年9月下旬

5 参加の手続き

（1）実施要領等の配布

本事業における必要書類は本市教育委員会学校教育部高等学校課のホームページから閲覧及びダウンロードすること。

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/26-9-0-0-0_1.html

（2）質問及び回答

質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和7年7月25日（金）正午まで

イ 提出方法 電子メール(koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp)

- ① 質問書（様式第1号）に質問事項を記入し、ワード形式のまま添付ファイルとして送付すること。
代表者印等は必要なし。
- ② 電子メールの件名は「【会社名】令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務質問書」とすること。
- ③ メール送信時に高等学校課へ電話（06-4309-3312）で到着確認の連絡を行うこと。

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、令和7年8月1日（金）に本市教育委員会学校教育部高等学校課のホームページに掲載する。

(https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/26-9-0-0-0_1.html)

ただし、質問者の競争上の利益を害し、地位を脅かすおそれがある質問やその他公開すべきではない内容を求める質問であると本市が判断した場合には、対象者を絞りメールにて回答する、もしくは回答を控えることがある。

(3) 参加表明書及び企画提案書等の提出

本事業の参加にあたっては、以下の書類を提出すること。期限までに参加表明書の提出がない事業者の参加は認めない。

ア 提出期限

(ア) 参加表明書

令和7年8月8日（金）正午まで

(イ) 企画提案書等

令和7年8月22日（金）正午まで

イ 提出先

東大阪市役所本庁舎 17階 学校教育部 高等学校課

ウ 提出方法

①電子メールにて提出すること。

電子メール(koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp)

提出資料（参加表明書、企画提案書等）は全てPDFにて送信すること。

*** 5, 000KB以下の容量で送信すること。容量を超える場合は、複数に分けて送信するとともに、標題にはNo. 1、No. 2等入力し提出すること。**

メール送信後に高等学校課へ電話（06-4309-3312）で到着確認の連絡を行うこと。

エ 提出書類

参加表明書及び企画提案書等の提出書類は以下のとおりである。

(ア) 参加表明書

	名称	様式及び添付資料等
①	参加表明書	【様式第2号】
②	事業者の概要	【様式第3号-①、②】 会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。

③	業務実績	【様式第4号】 「3. 参加資格⑧」の業務実績を記載すること。
---	------	---

(イ) 企画提案書等

	名称	様式、添付資料記載方法の注意点等
①	企画提案書	【様式第5号】 と 【任意様式】 【任意様式】 は、原則A4判、縦型、横書、文書（10ポイント程度の文字）、図や表で作成し、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、分かりやすい表現で30ページ以内にまとめること。 なお、補足資料など必要に応じA3サイズも使用を可とする。 ・注意事項として、副本については、書類審査時の公平性・透明性を確保する観点から、「 <u>商号又は名称</u> 」等事業者を特定できるものは <u>未記載又は墨消し処理</u> を行うこと。 ・任意様式の構成は、下記の順に綴じたうえ、通し番号を付すること。 ① 表紙 ② 目次 ③ 事業実施体制図 事業実施体制（責任者・担当者の配置、業務分担等（専任・兼任も記載）） ④ 事業スケジュール 契約締結日から契約期間満了日までのスケジュール（行程、研修会等）を示すこと。 ⑤ 提案内容
②	見積書	【様式第6号】 1部 各費目別に分け、回数、個数、人数、単価等を分かるように明記すること。
③	誓約書	【様式第7号】
④	協力事業者概要調書	【様式第8号】 ・ 再委託等がある場合のみ ・ 協力事業者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークまたは、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している。

オ 受付

参加表明書等の受付後、審査し、参加表明者に対し、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて参加番号を通知する。

なお、参加表明書等（①～③）の提出がなければ、企画提案書等（①～④）の受付はできない。

（4）プレゼンテーション

ア 開催日時

令和7年8月27日（水）

イ 参集場所

東大阪市役所（17階 教育委員会内会議室）

プレゼンテーションの場所等の詳細については、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて別途通知する。

開催時間については午後5時30分以降になる場合もある。

ウ 順番

参加表明書の受付順で行う。

エ 人数

参加する人数は2名以内とする。

なお、実際に委託業務を行う責任者を参加者に含めること。

オ 時間

1事業者20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。

カ プレゼンテーション

後述の6（3）評価基準を留意し、プレゼンテーションすること。

キ 準備物

プロジェクター、HDMIケーブル及び電源タップは、本市で準備する。

それ以外に必要なものは持参すること。

ク その他

プレゼンテーションは事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等は身に着けないこと。

また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。

また、プレゼンテーションや質疑応答で発言した提出書類や機能要件等に記載がない内容は、契約時の仕様書等に盛り込むこと。

（5）選定結果通知

選定結果については、令和7年9月下旬までに参加事業者全てに通知書をメールにて配信する。

また、本市ウェブサイトにおいて、委託契約予定事業者名を掲示する。

ただし、2位以下は点数のみ掲示する。

なお、選定理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切回答しない。

6 選定方法

(1) 審査方法

令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び本事業の事務局（以下「事務局」という。）において、評価基準に基づき提出書類及びプレゼンテーションに対し審査を行う。

(2) 評価基準

評価項目	評価項目詳細	配点	
1 企画提案書等評価			
①	業務実績	本市と同規模以上の地方自治体での業務実績があるか。	5点
②	事業実施体制	事業実施における責任者・担当者の配置、業務分担等（専任・兼任も記載）が適正かつ具体的に明記されているか。	5点
③	スケジュール	実現可能なスケジュールで、学校の授業に支障のないように計画されているか。	5点
④	仕様書の内容を網羅しているか	仕様書の項目に適合しているか。	105点
2 プレゼンテーション評価			
①	説得力・質疑応答	仕様内容を明確に示し、質疑に対しても応答が明確な回答があったか。	5点
②	意欲・熱意	参加事業者の本事業への意欲・熱意があるか。	5点
③	パートナー	日新高等学校の教職員、生徒のスキルアップに繋がる事業を計画し、パートナーとして安心して任せられると感じるか。	10点
④	利便性・運用	日新高等学校・本市にとって利便性の高い運用が可能であるか。	20点
⑤	追加提案及びアピールポイント	追加提案及びアピールポイントが魅力的であるか。	10点

3 価格評価		
	見積価格	30点
合計		200点

(3) 委託契約予定事業者の決定

選定委員及び事務局の評価点の合計で最高点を得た者を委託契約予定事業者として決定する。ただし、最高点を得た者が2者以上ある場合は、見積価格が最も低い者を委託契約予定事業者とし、見積価格も同額のときは、仕様項目の適合点が高い者を委託契約予定事業者として選定する。ただし、選定委員及び事務局の評価点の合計が満点の50パーセントに満たない者は、選定しない。

なお、参加事業者が1者の場合においても、各評価項目の評価基準点に基づき、選定委員会において委託契約予定事業者としての適否を決定する。

(4) 参加無効もしくは失格となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、参加を無効もしくは失格とする。

- ①定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ②提出された見積書の金額が委託金額の上限を超える場合
- ③提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ④契約締結日までの間において、「3 参加資格」に該当しなくなった場合
- ⑤選定委員に対して本事業に関する働きかけ、接触等を行なった場合
- ⑥その他参加することが適当でないと決定された場合

(5) その他

選定委員が事故等によりプレゼンテーション評価ができない時は、その委員の評価点は0点として合計点を算出する。

7 契約の締結

契約内容等について、委託契約予定事業者と本市で協議し、令和7年9月下旬までに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行う。

また、何らかの理由により委託契約予定事業者との協議が整わない場合や、その事業者が本事業を遂行できないと認められる場合にあつては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合がある。

本事業の契約と同時に契約保証金の納付、または債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約締結後の保険証券の寄託をしなければならない。

なお、契約保証金の額、または保険金額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。本プロポーザル手続きは、この要領に定めがあるほか、本市財務規則に基づくこととする。

本委託事業の最終決定した委託契約予定事業者は提案内容をもとに、内訳を見積書に明記し提

出する。

8 留意事項

- ①参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- ②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本案件の審査及び議会報告で必要と判断した場合については、書類の複製及び内容の転用等は無許可、無償で使用できるものとする。
- ④提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護され第三者の権利の対象となっている使用材料、整備方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加事業者が負うこととする。
- ⑤提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となる。
- ⑥提出された書類の提出期限以後の差し替え、追加又は再提出は認めない。
- ⑦本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 辞退届

5（3）に関する書類を提出後、やむを得ず本事業を辞退する場合は辞退届（様式第9号）を10の問い合わせ先に提出すること。

10 本事業に関する問い合わせ

東大阪市教育委員会 学校教育部 高等学校課（奥井、鳥屋尾）

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所本庁舎17階）

電 話 06-4309-3312

FAX 06-4309-3838

電子メール koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp